

よくあるご質問

質 問	回 答
Q1 この調査の目的は何ですか。	この調査は、建設工事における元請負人と下請負人の間の下請取引等の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握するとともに、建設業法等に照らし適正でない取引実態が見受けられる建設業者に対する指導等を通じて、取引の適正化を図ることを目的としています。
Q2 この調査は今回のみ回答すれば終了になりますか。	回答内容に照らして追加調査を行う場合がございますのでご承知おきください。
Q3 PC や WEB 環境がなく回答ができません。	PC や WEB 環境がなく回答が不可な方は郵送依頼させていただきますので、問い合わせフォーム(https://mlit-motoshita.jp/)までご連絡ください。
Q4 回答は行わなければいけませんか。	この調査は建設業法第 31 条第 1 項及び第 42 条の 2 第 1 項等に基づき、国土交通大臣及び中小企業庁長官が実施しているものであり、発注者を含めた建設業界全体の取引状況の改善に向けた重要な調査になりますので、ご回答下さい。
Q5 回答の途中保存は可能でしょうか。	<u>回答の途中保存はできません</u> ので、別紙『「令和8年度下請取引等実態調査」に係る概要等』記載の事前準備書類及び事前確認事項を必ずご参照の上、一度に回答を済ませてください。回答を修正する場合は再度ログイン頂き改めて最初から回答いただく必要がございますのでご注意ください。
Q6 どのように調査対象業者を選んでいるのですか。(昨年も調査対象となっていてと思われるが、毎年回答しなければいけないのか。)	調査対象業者は、全国の建設業許可の中から無作為に抽出しています。 ※前年度の調査対象者は除いておりますので、毎年調査対象となることはございません。中小企業庁や総務省が行っている類似の調査もございますので、ご注意ください。
Q7 当社は既に建設業の事業活動を終了(解散・廃業・吸収合併された等)しているのですが、調査票を報告しなければなりませんか。	既に建設業の事業活動を終了している場合は、調査票回答フォーム1ページ目に記載されている「既に建設業の事業活動を終了(解散・廃業・吸収合併)しているため、回答できません。」の項目にチェックし、回答を完了させてください。
Q8 記入した内容が発注者や元請負人等に知られることを心配しています。	報告された調査票は適切に管理していますので、発注者や元請負人等に貴社が特定されるようなことはありません。ありのままをご回答頂きますようお願い致します。また、不利益取扱いの禁止(建設業法第24条の5)規定では、元請負人が行った建設業法上の義務違反行為を、下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことになっています。
Q9 本調査の対象期間(令和7年7月1日から令和8年6月30日)の間のどのような建設工事が対象となりますか。	本調査の対象期間内に貴社が契約を締結した建設工事が対象となります。

Q10 建設業の許可を受けていますが、本調査の対象期間(令和7年7月1日から令和8年6月30日)の間に建設工事を請け負った実績がありません。	回答の手順に沿って、Q0の設問の「3(建設業を廃業していないが、調査対象期間(令和7年7月1日から令和8年6月30日)において建設工事の請負実績がない)」を選択いただきますと、完了となります。
Q11 本調査の対象期間(令和7年7月1日から令和8年6月30日)の間に取引内容等の見直しを行いました。この場合はいつ時点の取引実態を回答すればよいのでしょうか。	下請負人との取引方法等の見直しを行った場合は、見直しを行った時点から令和8年6月30日の間における取引実態について回答して下さい。なお、Ⅱ「下請負人の立場で回答する設問」については、見直しの有無に関わらず令和7年7月1日から令和8年6月30日の間における取引実態について回答して下さい。
Q12 Q1_2は、1年間に下請取引を行った会社の延べ数ですか。	1年間に下請取引を行った会社の延べ数ではなく、会社の実数に○印を記入して下さい。例えば、1年間にA社と5回、B社と10回、C社と15回下請取引を行った場合には、「30社」ではなく「3社」となりますので、選択肢1を回答して下さい。
Q13 Q6-6「下請負人に対する支払手段」の設問において、自社で決めている割合で現金と手形を併用しているが、現金の割合が労務費相当分を下回る場合には、割合を変更して労務費相当分を現金で支払うよう協議している場合は、どのように回答すればよいですか。	選択肢2「少なくとも労務費相当分は現金で支払い、残りは手形で支払っている」を選択して下さい。
Q14 Q11_6、Q11_7、Q21_1、Q21_2に記載する個別工事について、まだ工事が完了していないため全て記入することができません。	差し支えない範囲で回答して下さい。
Q15 Q11_6、Q11_7、Q21_1、Q21_2について「最も乖離が大きい工事」は金額差と割合差のどちらで選定しますか。	本設問の趣旨は、価格交渉の実態を把握する点にあるため、原則としては割合(乖離率)が最も大きい工事を選定ください。ただし、実務上著しく大きな金額差があり実態をよく表す場合には、その観点から選定していただいて差し支えありません。
Q16 個別工事によって事情が異なるため、一概に回答を選択できません。	調査対象期間内の取引において、各設問の回答方法に従い最も当てはまる番号に○印を記入して下さい
Q17 調査票回答フォームにエラーが出て進めません。	回答ページのエラー等をはじめ、操作方法に関するご質問は下記よりお問い合わせください。 (株)帝国データバンクビジネスサービス 下請取引等実態調査担当 問い合わせフォーム URL: https://mlit-motoshita.jp/
Q18 回答を修正したいのですが、どうすればよいでしょうか。	途中まで回答中の場合修正を行いたい設問まで戻っていただき正しく入力して下さい。※全て回答済みの場合再びログインいただき改めて最初から回答を行ってください。
Q19 ログイン情報を入力しても、ログインできません。	「調査対象者 ID」「パスワード」「案件コード(11桁)」はすべて半角で入力する必要があります。また、アルファベットの大文字・小文字が区別されますので、この点に注意してログイン情報を入力し、ログインの可否を確認してください。
Q20 「パスワード」を何度か間違えてしまい、ログインできません。	下記よりお問い合わせください。 (株)帝国データバンクビジネスサービス 下請取引等実態調査担当 問い合わせフォーム URL: https://mlit-motoshita.jp/

Q21 調査票の操作方法が分からないのですが、どうすればよいでしょうか。	下記よりお問い合わせください。 (株)帝国データバンクビジネスサービス 下請取引等実態調査担当 問い合わせフォーム URL:https://mlit-motoshita.jp/
Q22 調査内容に関して質問があるのですが、どちらに問い合わせればよいでしょうか。	国土交通大臣許可業者の方は、国土交通省地方整備局主務課へ、知事許可業者の方は、各都道府県庁主務課へご連絡ください。電話番号は、同封している別紙『「令和8年度下請取引等実態調査」に係る概要等』に記載しております。 解決しない場合には、国土交通省 03-5253-8111(内線: 24785、24787、24727)までご連絡ください。 WEB フォームの操作については以下 URL からでもご相談を受け付けております。 (株)帝国データバンクビジネスサービス 下請取引等実態調査担当 問い合わせフォーム URL:https://mlit-motoshita.jp/